

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
7月8日
(火曜日)

目次

告示
保安林指定の解除(光市)(森林整備課)……………
宇部都市計画及び山口都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………



山口県告示第二百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十六年七月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
光市大字室積村字大峰一四二二の二(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備及び公衆の保健
 - 三 解除の理由
無線施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画及び山口都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年七月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
宇部・阿知須公共下水道組合
- 二 都市計画事業の種類及び名称
宇部都市計画及び山口都市計画下水道事業宇部市、山口市公共下水道事業施行期間
- 三 事業施行期間
平成三年八月二日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
山口市阿知須並びに宇部市大字東岐波及び大字西岐波

山口県告示第二百三十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十五年山口県告示第三百七十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 二 区域の範囲
門前町二丁目②の②地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	番	標柱番号
岩国市	門前町	二丁目	五九の九	一号
"	"	"	六四の一	二号
"	"	"	六〇の一	三号
"	"	"	六〇の一	四号
"	"	"	五八八の一〇	五号
"	"	"	五八八の七	六号

平成
二十六年
七月八日
発行

発行
所

山口
県知
事

"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
五 七 の 二 〇	五 七 の 一 四	五 七 の 六	五 八 七 の 二	五 八 七 の 二	五 八 七 の 二	五 八 七 の 二
十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号